

日ソ共同宣言の成立過程

松本、河野、重光、鳩山の交渉
領土問題は継続審議

交渉開始前の準備

一 一九五一年九月八日サンフランシスコ会議で対日平和条約が四八カ国（日本を加え）間に調印された（翌一九五二年四月二八日発効）。ソ連はこの会議に代表者を送り米英両国起草の条約原案に一三カ条の修正案まで提出（討議も採用もされなかつた）しながら、調印を拒否したため、日ソ間には「法的な戦争状態」が継続せざるをえなくなつた。

一九五三年三月五日スター・リン死去、後継者マレンコフ首相は同年八月ソ連最高会議において「日本との関係を正常化する課題が現実的意義をもつに至つた」とのべ、翌一九五四年九月一三日モロトフ外相も「中部日本新聞社」の質問に答え「日ソ間には国交調整の機が既に熟している」と声明し、同年一〇月一二日北京を訪問したフルシチョフは「中ソ共同声明」で日本におけるアメリカ軍駐留の非難を繰返しながら「中ソ両国は対日関係を正常化する用意がある」と付言している。しかし日本は待望の国連加盟をソ連によつて四回も阻止された。

二 日本国側では一九五四年一二月一〇日吉田内閣に代つて成立した鳩山内閣は、吉田内閣が自由世界との国交正常化に成功したことと、功名争いのつもりで、ソ連との国交回復に政治生命を賭する決意を表明した。新内閣成立直後の一二月一五日モロトフ外相は恰も鳩山首相の意を迎えるかのごとく「ソ連は中国とは別個に単独で、日本との国交

回復交渉を行う用意がある」との声明を行うと同時に、ソ連のマスコミを通じ「ソ連は日米安保条約の破棄を要求しない」ことを明かにした。

翌一九五五年一月七日、占領当時ソ連の代表部員として東京に駐在し、そのまま残留していたドムニツキーが、鳩山首相を私邸に往訪し「戦争終結宣言によって、日ソ間の戦争状態を終らせ、国交回復の公文を交換し、互に大使を派遣し、その後に領土、通商、戦犯、国連加盟などの諸懸案解決の交渉をしたい」と申入れた。首相は直ちにこの提案に原則的な賛意を表したが、重光外相は首相の早期妥結論に対し慎重論の持主であった。ドムニツキーは一月二十五日再び鳩山邸を訪問し重ねて「日ソ国交正常化のため交渉を開く用意ある」との文書を首相に手渡し、一月二九日のモスクワ放送はドムニツキーの行動がソ連政府の委嘱によることを明かにした。

日本政府としては「日付」も「署名」もないドムニツキー文書が、真にソ連政府の意向を正式に表明するものかを確認する必要があったので、その手続をすませ、二月四日の「閣議」において「日ソ国交の正常化を期するため、これを目的とする交渉に入る」との方針を決定してソ連側に通告し、「交渉地」は国連本部の所在地ニューヨークを最適とする旨を併せ伝えた。ソ連は直ちにドムニツキーをして鳩山首相に日本側の申出を受諾すると回答せしめたが、二ヶ月近くも交渉に入る様子がないので、日本側から催促したところ、四月四日ドムニツキーは松本俊一（四月一日の閣議で全権委員に内定）と会見してソ連側の回答を手交した。それによるとソ連側は東京かモスクワを交渉地に選ぶことを強調した。しかし日本がニューヨークを固執するので、ソ連は四月一八日両国の領域外としてジュネーブかロンドンを選ぶことを申出たので結局ロンドンと決定し六月一日から交渉を開始することになった。

第一次松本・マリク交渉（一九五五年六月—九月）

一 第一回正式会談は六月三日ロンドンのソ連大使館で開かれたが全権団の顔合せに終った、ソ連側の全権はマリク駐英大使であった。第二回は六月七日日本大使館で行われ松本全権から交渉の基礎として次の七カ条の覚書を提出した。爾後会談の場所は両国大使館を交互に使用することになった。

- (1) 交渉開始と同時にソ連は残留日本人の送還を開始し、残留者全部の無条件送還を可及的迅速に完了し、かつ残留日本人に関する情報の提供を要請する。
- (2) 両国が現在国際関係においてもつ権利義務（日本は対日平和条約と日米安全保障条約、ソ連は日米を仮想敵と明規する中ソ友好同盟条約）を考慮に入れ、国交正常化の交渉を行うことを相互に確認したい。
- (3) 齒舞諸島、色丹島、千島列島、および南樺太は、歴史的に日本領土だが、平和回復に当たり、これら地域の帰属に関する意見の交換を提案する。
- (4) 北方海域の漁業が日本の経済に重要性をもつ事実に鑑み、これら海域の公海漁業に支障なきようソ連の配慮を期待するとともに、拿捕船舶と乗組員の即時送還を強く要請する。
- (5) 日ソ両国が現に負担する国際義務を考慮しつつ、両国の経済交流を可及的旺盛にするため、特別の交渉を速かに開始を提議する。
- (6) 両国の平和を回復し、その永続を図るため、国連憲章の諸原則を相互に確認し、領土権の相互尊重、紛争の平和的解決、内政不干涉を約することを提案する。
- (7) 日本の国連加盟の申請に無条件賛成を要望する。

二 六月一四日ソ連大使館に開かれた第三回会談において、ソ連側は一二カ条から成る「日ソ平和条約」の草案を提出した。これは当初ドムニツキーが鳩山首相に提起した「戦争終結宣言」方式とはちがつたものである。

- (1) 締約国は平等、領土保全と主権との相互尊重、並に不侵略の諸原則を指針とし、相互に内政に干渉しないこと。
- (2) 両国は国連憲章に適合し、国際紛争を平和的手段で解決を約束する。日本は日本との戦争に参加したいずれかの国（ソ連と中国）に向けられた、いかなる連合または軍事同盟（日米安保条約）にも参加しないことを約束する。
- (3) ソ連は日本に対する一切の賠償請求権、並に一九四五年八月九日以来（ソ連の対日戦争参加）、戦争の全期間中（僅かに六日間）日本国とその団体または国民とがとった行動の結果として生じた、ソ連邦とその団体または国民の、日本国とその団体または国民に対する一切の請求権を放棄する。
- (4) 日本国は戦争から生じまたは極東における戦争状態の存在のため採った行動と関連するソ連邦とその団体または国民に対する一切の請求権を、その性質のいかんを問わず、日本国政府、日本国の団体と国民の名において放棄する。
- (5) 日本国は一切の付属島嶼を含む樺太島南部と千島列島とに対するソ連邦の完全な主権を「承認」し、かつ右領域に対するすべての権利、権原、請求権を「放棄」する。ソ連邦と日本国との「国境」は、付属の地図に示すごとく「根室海峡、野付海峡、瑁瑠璃海峡の中央線」となる。
- (6) (一)締約国は相互に宗谷海峡、根室海峡、野付海峡、瑁瑠璃海峡における自由航行を阻害する措置をとらないことを約す。日本国は更に津軽海峡と対島海峡の自由航行を阻害する措置をとらないことを約す。右に列挙のすべての海峡は常にすべての「商船」の航行に解放される。(二)本条第一項の諸海峡は「日本海に臨む諸国」に属する「軍艦」にのみ開放される。
- (7) ソ連邦は国連加入に関する日本の要請を支持する。
- (8) 締約国は互恵の基礎において日ソ両国間の経済関係発展のため必要な条件を確保するため通商航海条約締結交渉開始に合意する。それまで一八ヶ月間両国は相互に最惠国待遇を与える。
- (9) 締約国は「魚類その他の海獣資源」の保存と合理的の利用とに関する両国の利益を考慮し、その捕獲の規制と制限とを規定する協定の交渉開始に合意する。
- (10) 締約国は郵便と小包との交換、並に電信、電話、無電の設定に関する諸協約締結に合意する。
- (11) 両国は文化協力に関する協定締結交渉の開始を決定する。
- (12) 本条約は批准交換日に発効する。

松本金権はソ連側の平和条約案に対しても研究の上日本側の意見をのべるが、すべての問題に優先して、抑

留中の旧軍人と民間人との全部送還を重ねて要請したところ、マリク全権は現在ソ連に日本の軍人一、〇一六名、民間人三五七人が抑留されているが、「平和条約調印」と同時に日本に有利に解決されると答えた。そこで松本は本件の切離しとその優先的解決とに再考を求め引揚問題に關する文書を手交した。なおソ連側の平和条約案の重要な構成する第二条後段、第五条、第六条は既にソ連代表がサンフランシスコ會議で「修正案」として提出し、各国代表からその陰蔽された邪惡な意図をあばかれた近い歴史があるので、松本全権はソ連の条約案を取上げるよりも、「引揚問題」を条約とは切離し、全員即時送還を反覆強く要求し、日本側が重要視する引揚と「領土問題」とにソ連側が誠意を示さない限り他の問題の交渉に応じない態度を固く守り、「条約案の形式」による日本の対案はゆっくり提示する肚をきめた。

六月二一日の第四回会談では抑留者の送還問題に大部分の時間が費され、松本からこの問題が日ソ交渉での先決問題たることを強調したが、マリクは前回と変った態度を示さなかつた。

三 六月二十四日の第五回会談では松本から抑留者問題に関し、「生存者の即時送還」と、「生死不明者」の調査を要求したところ、マリクは依然抑留者問題は原則として解決済みとの立場をとつたが、「生死不明者」には日本側と「数字上」の相異ある点の調査を示唆した。

次いで松本は「領土問題」を取上げ、(一)「歯舞、色丹」に關しては歴史的に日本の領有支配の沿革と、地理的名稱の定義範囲についても、國際條約上の取扱いについても、日本領土たることを詳細に説明し、(二)「千島」に關してはその沿革からみて、日本の領土として、いささかの疑念もさはざまれない旨を強調し、(三)「南樺太」は日本が「暴力と貪欲」(カイロ宣言の規定)によって奪取した領域でないことを詳述した。

これに対しマリクは「南樺太」と「歯舞、色丹を含む千島列島」とは、既に「國際的文書」によつて解決済だとの主張を繰返し、その根拠として「ヤルタ協定、ポツダム宣言、連合軍一般命令第一号、連合軍最高司令部訓令第六七七号」の四種を引用した。

そこで松本は「ポツダム宣言でも降伏文書」でも、日本の領土の一部を、日本と戦争した「一国」に属せしめるよう規定しているものはない。また連合軍最高司令部の訓令第六七七号は、歯舞、色丹を千島から区別しているのみならず、訓令自身に「領土の帰属」を決定したものではないと「明記」していると応酬した。

四 六月二八日の第六回会談で松本は先ず「引揚問題」を繰返し要求した後、「領土問題」に触れ、「戦争の結果としての領土主権の変更は、平和条約によつて規定されるのが國際先例」であつて、「ヤルタ協定」によつて問題の領土がソ連に帰属するとの主張は、日本が「ヤルタ協定の当事者」でない点からも全然誤りであることを明確に申述べると言明した。更に「連合軍一般命令第一号」と「連合軍訓令第六七七号」とは、日本軍降伏のための技術的手段を決定したものにすぎないので、領土帰属の問題とは全然無関係だと説明し、日本の領土問題に関する「唯一の国際条約」たるサンフランシスコ平和条約は、第二条において「南樺太と千島」とに言及しているが、右の地域がいづれの国に属するかを最終的に決定したものではない。従つて歯舞、色丹、千島、南樺太が、既に國際的に、あるいは國際法上、ソ連の領域であり、これらの領土問題は既に解決済だとすることは、現実の「國際取極」に照し全然不当であると主張し、ソ連側の主張を強く反駁した。

これに対しマリクは領土問題は既に解決済だと繰返すと同時に、日本国内には外國勢力の影響下に日ソ国交回復に反対する分子があり、またアメリカは日ソ交渉に妨害的政策をとつてゐるとのべ、サンフランシスコ条約で領土の帰

属を解決できなかつたのは、アメリカがソ連に敵意と憎悪の念をもつからだとし、これら領土の帰属は「ポツダム宣言とヤルタ協定」とで解决され、ソ連に帰属したものだと主張した。

五 七月一五日の第七回会談では抑留者の送還問題の外、領土、漁業、通商の諸問題、並にソ連側の平和条約案に含まれる「海峡航行権」など、広汎な問題につき意見の交換が行われた。

七月二六日の第八回会談ではマリクから「刑期を終えた戦犯一六名を直ちに送還する。戦犯（僅か六日間の日ソ戦争で、どんな戦争犯罪が行われたか、誰人にも不可解だ）としてソ連に服役中の元軍人と民間人との完全な名簿を近い将来日本側に手交する」とのべ、次いでソ連は日ソ国交正常化の条件として他国との協定の破棄を要求するものでないことを、中ソ同盟条約は「日本に向けられたものでなく」、平和を求むる条約で侵略条約ではない（マリクは自分がウソをついていたことを、松本が知つていると知りながら、なおウソをついている。これがロシヤ人であり、共産主義者である）こと、一九五四年の中ソ間の文書で旅順のソ連軍が一九五五年五月撤収を完了したことはソ連の平和的意図の確証であること、中ソ同盟条約と右文書の平和的性格は、日本に今日なおアメリカ軍の基地の存在を考慮すれば明確ではないか。中ソ両国の対日和平政策は一九五四年一〇月一二日の中ソ共同宣言で明かだとのべた。これに対し松本全権から日本米安保条約は、国連憲章の個別的および集団的自衛の固有の権利を実効ならしめるためのもので、自衛のための条約であり、いかなる意味でも第三国に向けられていない。しかるに一九五〇年の中ソ同盟条約は第三国すなわち「日本に向けられていることを条文中に明瞭に書上げていい」ではないか。さきにマリクが提出した「条約案第二条二項」は日本の主権に対する重大な制限を約束することを強いるものであり、独立国たる日本は国交正常化の条約でかかる約束はできないとはつきり答えた。

六 八月一日の第九回会談ではマリクからかれたが提出したソ連の条約案の「全体」に対し、日本側の意見を求めて松本は領土問題、軍事問題、海峡問題などに関する部分を除き、日本側の意見として、(一)日本の国連加盟は単独（他国と抱合わさず）の票決に付し、必要の賛成をうるようソ連の支持の確認をえたい。(二)内政不干渉は日本側が特に重要視し、特別の条項をおく必要性を認める。(三)漁業は単なる規制のみならず、漁場の開発など最大の生産性維持に関する規定、並に自由かつ平穏に「公海漁業」に従事しうる保証を必要とする。(四)経済に関しては原則のみを規定し詳細は後日に譲りたい。(五)郵便と電信との条約には現在日ソ双方当事者だから協定は不要、小包には戦前の条約の復活または効力確認が適當だ。(六)これから日ソ間に結ばんとする平和条約は、戦争状態から生れた諸懸案の解決が目的なので、文化問題を平和条約に挿入する必要はない。(七)請求権の相互放棄には同意見だが、条文の表現方法は留保すると答えた。

七 八月九日の第一〇回会談では松本から千島と南樺太領有の沿革を中心に日本の主張を詳細に説明した文書をマリクに渡したところ、マリクから軍事同盟と領土問題に関し、次のとき極めて重要な発言が行われた。

平和条約に関し、これまで日ソ双方においてそれぞれ意見をのべたところを結合すると、意見の一一致しないのはソ連案の第二条、第五条、第六条の三点のみであって、その他の点については字句の表現の問題を除けば双方の態度は接近しているように見える。ソ連条約案の第二条二項（軍事同盟禁止条項）に関しては、松本から日本が他国と締結している条約は日米安保条約を含め、いざれも特定の第三国を対象とするものでないと答えたのでソ連は日本政府のこの声明を考慮し条約の他の条項がまとまる時は、この問題についても合意の成立ができると思う。「小千島列島」すなわち歯舞、色丹については次のように表明したい。すなわちソ連側としては領土問題のうち、小千島列島問題はこれのみを切り離すのではなく、その他の諸問題との関連において、かつ右問題の解決とともに話合いをつけることができると言える。

マリクのこの発言はソ連側が歯舞、色丹を「放棄」し、第二条二項の軍事同盟禁止条項を「削除」することによつ

て、本件交渉をまとめんとする意図を匂わすもので、松本はジュネーブの巨頭会談（一九五五年七月一八日から二三日まで）に出席したマリクがフルシチョフを始めソ連の首脳部と話合った結果と解釈した。ともかく松本はマリクの重要な提案を東京政府に報告し、今後とのべき態度に關し政府に請訓したのである。

八 八月一六日第一回会談で松本はこのまま交渉をつづけると、ソ連側の条約案を議題として逐条審議に引込まれる虞があるので、日本側の平和条約案を作成してこれを提出した。内容は一二九条から成り、戦争状態の終結、国連加入、国連憲章順守、内政不干渉、領土、賠償請求権と一般請求権、戦前条約、經濟、漁業、紛争解決、批准であつて、松本からソ連側の条約案との相違点を説明し、特に「海峡問題」に関するソ連側の主張を反駁した。マリクはこの日本案に対する見解の表明を次回まで保留した。

九 八月二三日の第一二回国会談でマリクは、日本案は目下研究中だが、過去二カ月間の意見交換の結果が盛り込まれていいのは意外だとし、(1)日本側は「占領された日本国の領土」といっているが、これは歴史的事実に反する。日本は二回にわたってこれらの領土を放棄している（ボッサダム宣言とサンフランシスコ条約）。従つて日本案の条文は討議の基礎になりえない。(2)戦前条約は具体的にどんなものを考えているか。(3)国際司法裁判所のみをあげているがその理由いかん。それ以外にも沢山な方法があるはずだ。(4)戦争の終結は必ずしも平和の回復を意味しない。何故日本側は外交関係の回復を規定しないのか。(5)「領海に近接する水域」を特に「公海」から区別しているが、どんな理由があるのか。またソ連案の「規制と制限」とには当然「發展」を含むので、ソ連案の表現がより適當ではないかと批判した。

これに対し松本から逐一説明が行われ、特に(5)の近接区域に関してはこれまで日ソ間に操業区域が競合し紛争があ

つたのでその防止のためと指摘した。なお既述のことく第一〇回会談で、マリクが行つた極めて重要な発言に関し、松本からの「請訓」に対し、日本政府は次のとおり第一次訓令を松本に与えた。

日本政府は歯舞、色丹のみの返還では領土問題の解決にならない。國後、択捉の二島についても、これら二島が千島権太交換条約に示すごとく日本の国有領土であつて、いわゆる千島列島に含まれていなし。「千島列島と南権太」の最終帰属は、サンフランシスコ平和条約締結国とソ連および日本との「共同協議」の対象になるべきものである。

しかのみならず日本政府は八月二七日になって更に次のとおり追加新訓令を松本に与えた。

- (1) 引揚問題は「條約調印以前」に引上が確實に実行されるよう具体的保証を取付けること。
(2) 領土問題は能う限り國後、択捉の返還、並に歯舞、色丹の無条件返還、北千島と南権太は関係国の国際會議によつて、その所属を決定するとの了解を取付ること。

一〇 八月三〇日の第一三回会談で松本から引揚問題の即時解決のため専門家派遣の声が日本国内に強い旨をのべたところ、マリクからさきに行われた歯舞、色丹に関するソ連の言明に対する日本の見解が聞きたいとの申出に対し、松本から政府の第一次および第二次訓令を総合した次の文書を提示した。

- 一 戦争の結果としてソ連によって占領された日本の領土のうち、(a)國後、択捉、色丹、歯舞諸島については、この条約発効の日に日本の主權が完全に回復される。(b)北緯五〇度以南の権太と共に近接する諸島、並に千島列島については、なるべく速かにソ連を含む連合国と日本との間の交渉により、その帰属を決定する。
- 二 (a)にかかる領土に現在駐留するソ連の軍隊と官吏は、この条約発効後なるべく速かに、いかなる場合にもそれ以後九〇日以内に、撤退しなければならない。

これに対しマリクは「日本がそんな無理な提案をなされるのなら、誠意をもつてこの交渉を妥結する考があるのか否か疑わしい」と日本の態度を強く非難したので、松本は「日本は交渉妥結に非常な熱意をもつので、新提案もソ連

でよく研究されればその真意は「了解に難くないと信ずる」と答え、領土問題全般につき質疑応答が行われた結果、ソ連が明かにした点は、(一)歯舞、色丹の「無条件返還」と軍隊の撤退には異存ないこと、(二)日本の新提案にある「国際会議」はソ連が到底容認しないこと、(三)国後、択捉の両島が千島列島の一部たることは問題なく、これが明瞭にソ連領たるとの見解は絶対に曲げえないとのことであった。

―― 九月六日の第一四回国際会談でマリクは松本の質問に対し、領土問題さえ解決すれば他の問題は比較的容易だと前提し、南樺太と全千島列島とは既に解決済であり、討議の余地ないことがソ連の動かしえない見解たること、小千島（歯舞、色丹）は日本に「譲渡」することに話合いをまとめる用意あるが、「極東および太平洋地域における一般事態並にソ連の安全のため、軍事基地としないことを条件とする」（無条件返還と声明しておきながら、一週間後にはたちまち有条件的に変更している）。日本はサンフランシスコ会議で南樺太と千島列島とを「放棄」しているのだから、今更その帰属の決定を国際会議に委ねる権利もないと強く主張した。

これに対し松本は日本は南樺太と千島列島を放棄しているが、ソ連はサンフランシスコ条約の当事国でないために、日本はソ連に対し放棄するか否かということ、並に放棄した領域がいずれに属するかに対し、十分「発言権」をもっているのであり、殊に「南千島」すなわち国後と択捉は、いまだかつて日本以外の、いかなる外国の領土であったことのない、日本固有の領土だから、当然日本の領土としてとどまるべきだと反駁した。

かくしてマリクはいまままで「無条件」で返還すると匂わした歯舞、色丹に対しても「新条件」すなわち軍事基地としない条件をつけたり、領土問題を国際会議に付議することも斥け、「南千島」を日本に返還するなど問題にならないと強く主張するなど、領土問題に関し松本の見解と正面衝突し、この問題の解決の前途は容易でないことが明確に

なつた。

一二 九月一三日の第一五回会談ではマリクの態度は頗る硬化し、領土問題に関しては前回主張した以外に付言するなものもない、とぶつきらばうにのべ、八月三〇日重光外相がワシントンでの演説に「日本はソ連と親交を結ぶ意図はない」とあつたことを取上げ松本の説明を求めた。松本にこれに対しマリクが新聞情報を基礎に日本を攻撃するのは遺憾だと応酬した上、引揚者問題の優先的解決を重ねて強調した。なお松本はソ連側態度の急硬化と、日ソ交渉の危機とに関し次の三原因をあげている。

- (1) ソ連としてはジニーネーブの巨頭会談の結果、フルシチヨフ第一書記の「平和共存政策」が軌道に乗った。そこでフルシチヨフとしては先ず(a)「オーストリア」とは同國の中立を骨子とする國家條約を結び、連合諸国が撤兵して永年の懸案を解決したこと、(b)「西ドイツ」とはアデナワー首相をモスクワに迎えて国交回復を圖ったこと、(c)「日本」に対しては八月九日マリクが松本に提案したごとく領土問題と軍事同盟問題とに譲歩を行うことによつて、速かに平和条約を結ぶことを意図していた。しかるに日本が突如として歎舞、色丹のみならず、國後、択捉をも日本固有の領土として返還を求めてきたことは、フルシチヨフにとって頗る意外であったに相違なく、強くこれに反撥してきたのである。
- (2) 当時重光外相は民主党の岸幹事長と河野農相とともにワシントン訪問中であつたが、ダレス国務長官は鳩山内閣が行いつつある「日ソ交渉」を快く思つていなかつたに相違ないし、殊に領土問題に日本がソ連と妥協することを極力阻止したいため、重光外相らを牽制したことは明かである。
- (3) 当時日本の政界には「保守合同」の機運が高まり、近く合同が具体化する状態にあつた。「民主党」は鳩山總裁の熱意もあって、日ソ交渉に積極的であったが、「自由党」はむしろ反対であるのみならず、民主党内にも重光外相のごとく慎重論者があつたことが、松本全権宛新訓令の生れた原因の一つと思われる。

かくして交渉継続は困難になつた上、マリク全権が国連総会に出席するため、九月一五日ロンドン出発の訓令をうけたので、松本も「交渉を短期間休止」することにソ連側の同意を取付け、九月二二日ロンドン出発帰國の途に上つ

た。一〇月一日帰国の松本は重光外相に報告後記者会見を行い、「領土問題に関しては日本は歯舞、色丹と南千島（国後、択捉）の返還を要求するとともに、北千島と南樺太の所属は国際會議で決定するとの主張から一步も退いていない」と説明し、「領土問題は確かに最も重要問題だが、問題の中心点はむしろソ連が日本の中立化を図る意図があるか否かという國際政治の面から見なければならない」と警告した。この日午後鳩山首相を私邸に訪問した松本は記者会見で「抑留者の送還問題は平和条約と切離して交渉は不可能だ。現実にソ連は抑留者の送還と平和条約とを引換えにする厳しい条件を出している。アデナワー首相が国交の回復と引換えに抑留者問題を解決した以上のものを日本が獲得することはむづかしい」とのべ、「早期に抑留者を送還させなければ、一日も早く平和条約に調印することだ」と声明した。

第二次松本・マリク交渉（一九五六年一月—三月）

一 鳩山内閣は民主党を与党とする少数党内閣であった。その民主党と緒方竹虎の率いる自由党との合団が日ソ交渉開始当時民主党総務会長三木武吉の努力によって、一九五五年五月二七日民主党の岸信介幹事長、三木総務会長、自由党の石井光次郎幹事長、大野伴睦総務会長の四者会談、六月四日の鳩山、緒方両総裁の会見によって決定され、同年一月一五日「自由民主党」として結党式を挙げ、日本最初の单一保守党が誕生した。しかしこの保守合団は日ソ交渉の関する限りその進展をスムースにするものでなかった。殊に旧改進党系の重光外相は日ソ交渉には慎重論者であるのみならず保守合団にも反対であった。これが松本のロンドン交渉を打切って帰国した当時の国内政治情勢であった。

二 日ソ交渉の最大難関たる領土問題は、ひとり日ソ両国間の問題たるのみならず、サンフランシスコ平和条約調印国全部に關係ある問題なので、日本政府はその主要国たる米、英、仏三国の見解を求める必要をみとめ、一九五五年六月右三国政府に対し次の質問を行つた。

- (1) ポツダム宣言第八項の「日本國の主權は四つの島と、われわれの決定する諸小島に局限せらるべき」とある「決定」は、「ヤルタ協定」の決定を指すものと考えるか。
(2) ソ連は南樺太と千島列島をポツダム宣言第八項の規定により、単独かつ一方的に自國領土と決定しうるか。

これに対しアメリカの政府は同年七月初め、次の二とき「公式見解」を回答した。

- (1) 齒舞と色丹は地理的にも歴史的にも、法律的にも、北海道の不可分の一部であつて、千島列島の一部ではない。
(2) ヤルタ協定はこれに参加した連合國指導者の「共同目的」をのべたもので「それ自体最終的効力」をもつものではない。日本が受諾したポツダム宣言にはヤルタ協定は言及されていないから、ヤルタ協定の条項は日本を拘束しない。ヤルタ協定の締結はポツダム宣言に先立つものだから、ポツダム宣言第八項の決定とはなりえない。
(3) ポツダム宣言は日本領土の最終決定は、宣言参加国の後日の考慮によることを明示しているから、ソ連は「単独かつ一方的」に右の決定をなしえない。
(4) 連合國司令官の一號令第一号、連合國司令部訓令第六七七号、サンフランシスコ條約第二条は、いずれも領土の最終的帰属を決定したものではない。
(5) 南樺太と千島列島との最終的処分は決定されなかつたので、これは「國際協定」によつて決定される問題である。イギリス政府は「非公式見解」として、次の趣旨の回答を日本政府に送致した。
(1) ヤルタ協定はポツダム宣言の第八項で定められた「連合國の決定」とは考えられない。
(2) ソ連は「一方的」に南樺太と千島列島の取得を決定することはできない。
フランス政府は八月初め次の趣旨の回答を日本政府に送致した。

ボンダム宣言、カイロ宣言、およびヤルタ協定のごとき戦時中の諸宣言は、列国の意図を表明したものであるが、「国際法上の有効性」を主張せんがためには、「平和条約またはそれと同等の効力をもつ共同宣言」に規定する必要がある。ソ連は戦時の宣言を、日本に対しても第三国に対しても、有効に主張しうるが、それは日本に対して「自動的に義務づけるもの」ではない。

そこで日本政府は改めてアメリカ政府に対し、次の諸点に関するその意向を打診した。

- (1) ヤルタ会談に参加した連合国首脳は、ヤルタ協定に「クリール諸島」の語を使用するに際し、直接北海道に近接する国後と択捉が多数の日本人のみの居住する固有の日本領土であり、かつていかなる外国の支配にも属したことがない。また一八七五年の日露条約において、国後と択捉とを除いた、ウルップ島までの一八島のみが、「クリール諸島」(千島列島)として定義されたいる、歴史的事実を承知していたかどうか。
- (2) サンフランシスコ平和条約の起草に主たる役割を演じたアメリカ政府は、當時同条約第二条C項にいう「クリール諸島」(千島列島)とは、国後と択捉とを含まない、ものと了解していたかどうか。

アメリカ国務省は日本政府の遠慮のない、つきつめた質問に対し、多くの識者がかねて考えていたものと全く符節を合する、次のとおり極めて明瞭な回答を与えた。

- (1) ヤルタ会談では千島列島の地理的定義が下されたことはなく、また千島の歴史についても討議は行われなかつた。ヤルタ協定は「領土権の譲渡」を目的としたものでもなければ、「譲渡の効力」をもつものでもない。ヤルタ協定の当事国が「以前ロシア領でなかつた、いかなる領土」も、ソ連に領有させる意図をもつたという記録は全くない。
- (2) 千島の定義は対日平和条約にも、サンフランシスコ会議の議事録にも、決められていない。アメリカの見解は「千島諸島」に関するいかなる紛争も、平和条約第二二条の規定によって、国際司法裁判所に付託できるというにある。
- (3) 「将来の国際的決定」こそ南樺太と千島の究極的処理となる。これらの地理的名称によって包括される領土に関し、紛争が起つた場合は、国際司法裁判所によつて決定されることになつてゐるからである。この処理の実現はもちろん現在では予想できない。

なお千島の地理的名稱問題を國際司法裁判所に提訴する「代案」として、日本が国後と択捉とを千島列島の一部でないとの理由で、日本に返還するようソ連を説得することに、アメリカはなんら反対しない。しかし歯舞、色丹についてソ連が既に表明した立場から考えると、この企てが成功することはあるまいと思う。これが失敗すれば日本は平和条約の条文に従つて「千島の範囲問題」を國際司法裁判所に共同提訴するよう、ソ連に主張してもよいだろう。更に別の「代案」として国後と択捉とが千島の一部でないとの理由に基づき、日本がソ連との平和条約によって「千島（中部と北部千島）と南樺太」に対する領土権の放棄を確認する代りに、ソ連と協定に達することにも反対しない。

イギリスはヤルタ協定に調印はしているが、その成立には全然関与していないので有権的解釈を求めえないが、唯サンフランシスコ条約第二条C項の千島の範囲問題のみに対してもフランスと同様な立場にある。フランスは特に日本代表が「平和會議」で、国後と択捉を「南千島」として「言及」していくことに注意を喚起している。

三 一九五六年一月一七日の第一六回会談において松本は抑留者の即時送還、残留生存者の調査、死亡者の確認と調査、という從来の要求を繰返したところ、マリクは戦犯は「平和条約」調印と同時に特赦送還との交渉中断以前からの態度を繰返すのみならず、次回からは抑留者以外の問題の討議を提倡し、松本これに同意して終った。

一月二四日の第一七回会談で松本から条約案の逐条審議を提議し、先ず日本側の条約に対するソ連の全面的意見を求めたところ、マリクもこれに同意し、日本案の「前文」は受諾の用意あると答え、次いで戦争状態の終結、国連憲章の尊重に意見一致し、戦前条約の処理にも、賠償と請求権とともに、双方同意した。次いでマリクから通商航海に関する最惠国待遇条項の挿入問題が提起されたが、松本からその問題は別に通商航海条約の交渉に譲りたいとのべたが、それには意見一致しなかった。

四 一月三一日の第一八回会談では漁業問題が主題であつて、マリクは日本から「安全操業」に関する技術的提案

が行われているが、かかる詳細な規定を平和条約に挿入する必要はなく、これは全権間で討議すべき事項でない。また「日本とインド」との条約、「日本とビルマ」との条約には、一般原則だけを規定した先例があるので、ソ連側の条約案を討議の基礎としたいと主張した。これに対し松本から過去において最も問題となつたのは、領海に近接する「公海」の部分における「安全操業」の問題である。公海における安全操業と「漁場の保存」とは、日本にとって最重要問題だと強調した。しかしマリクは日本が「領海外の近接水域」なる概念を平和条約に入れることは、問題を複雑にするのみである。漁業協定の目的は資源の保存にある。日本の漁業者が「領海侵犯」と「乱獲」さえ行わねば紛争は起らないと主張した。

二月七日の第一九回国会談では松本から紛争解決条項、漁業条項、通商条項などに関する日本側の提案を示し、それに対し日ソ双方の主張が展開され、次いでマリクから「領土問題」に関して「予備的意見」を交換したいと次の見解をのべた。

昨年八月三〇日の日本提案第五条に対しては慎重な分析研究を行つた。ソ連側は、「南樺太と千島列島」は既に解決済であつて、討議の対象とすべきでないとの動かし難い強固な見解をもつてゐる。しかし日本側の要望に答え小千島（歯舞、色丹）の「譲渡」について話合う用意がある。これは平和条約の他の条項と「切離す」こと、他の問題と「同時」に解決できることを意味する。

松本はこれに対し日本の立場について声明を行い、「昨年八月三〇日提出した日本側の平和条約案第五条は、日本の最終的な要求であつて、日本固有の領土たる国後、択捉両島の返還を要請するにある」と強調し、改めて文書にしめたためてマリクに手渡した。

五 二月一〇日の第二〇回国会談では松本から一月二四日の会談で「内政不干渉問題」に関して、別に意見を申上げる
日ソ共同宣言の成立過程

ことにしたいとのマリクの発言を引用して、この問題は重要だから」の際ソ連側の意見を承りたいと切出したところ、マリクは他の条件につき話合いができるば、この問題の解決は頗る容易であるから、他の問題の討議の結果を見て本問題の討議に戻りたいと答えた。

次いで「領土問題」に移り松本からこれまでの経過によって両国の見解は明かであり、従つて「公式会談」でこれに付け加えることがないが、問題の重要性に鑑み「非公式」で隔意なき意見の交換を行いたいと要望した。これに対しマリクはソ連の意見にはなんら変更なく、日本の条項は全然受諾しえないと答え、ソ連側で起草した次の新案を提出した。

- 一 ソ連は日本の要望に答え、日本の利益を考慮し、小千島列島（歯舞諸島と色丹島）を日本に譲渡する。本条にかかる諸島の譲渡方法は、この条約に付属する議定書に定める。
- 二 ソ連と日本との国境は付属の地図にあるごとく、クナシルスキー海峡（根室海峡）とイズベーナ海峡（野付海峡）の中央線とする。

マリクはこれに付け加えソ連は「歯舞、色丹」は「國際取極」（実は領土主権の所有者たる日本以外の国との取極）によつて領有したもので、他國に引渡す義務のないものだが、寛大な措置として、これを日本に譲渡しようとするものである。この条項はソ連側の最終的態度であつて、これ以上の討議は交渉を遷延させるのみだとのべた。松本はこれに対し日本側の主張を繰返し、ソ連案は到底受諾できないとし、マリクにその撤回を要求したところ、マリクからこの新ソ連案を日本政府に伝達方を要請した。

ここで両全権は「非公式会談」に入り、松本から「国後、択捉兩島は旧住民のための、平和的經營に一任し、ソ連の軍艦と商船とは、付近の海峡を自由に通航しうることとし、日本に返還する」との案に、マリクの再考を求め、ま

た国後、択捉両島の返還はこれが日本の固有領土だという国民感情から、日本全国民あげての悲願で、これを無視しては交渉の推進は困難である」と述懐した。しかしマリクは千島列島その他の領有は、「合法的」にソ連に帰属したもので、歯舞、色丹に対するソ連の態度は、史上未曽有の寛大な措置であり、ソ連側はその返還に「特別の条件」を付けるものでなく、またなんらの代償も求めるものでないとのべた。そこで松本は重ねて自分の考え方をソ連政府に伝えてほしいと強調した。

六 マリクは第二〇回ソ連共産党大会に出席のため一時帰国した。この大会はフルシチョフ第一書記が二月二四日、二五日の両日スターリンの暴虐と非道とをあばいた「秘密演説」を行い、全世界に大きな波紋を投げかけた、問題の大会であったので、日本との領土問題にもお土産を期待したほどであった。

しかし三月九日の第二一回国際会議ではマリクから前回かれが提出した領土問題に関するソ連の「最終案」に対する日本側の見解を承知したいと申出たので、松本は日本の立場は二月七日と二月一〇日の会談で十分のべた通りであつて、むしろ党大会のため帰国されたマリクから、日本側の提案に対するソ連の見解を待望していた。領土問題に対する基本的態度が全く相異なるソ連案を討議の基礎とするとは到底できないから、昨年八月二〇日の日本側提案第五条を基礎として、ソ連側で日本国民の要望を考慮し、これに同意を求める外ないと応酬して、この日の会談を終つた。

かくのじとく公式、非公式の会談での領土問題に関する交渉は全く行詰ったので、松本は三月一二日政府に対し、交渉の現段階ではこれ以上交渉を長く引き延すことは、事実上不可能な事態に立到つた。先方が態度を変更しない現実は無視できないと報告すると同時に、政府および自由民主党がなんとか肚を決める必要があると思うが、この際心

得えおくべき点を、大至急具体的に、お指示をえたい、との重光外相宛親展の請訓を行つたのである。

七 三月一三日の第二二回会談では各種の事項に関し意見の交換が行われ、会談が終つてから両全権は別室での私的会談で「領土問題」を話合つたが、マリクはソ連の立場に關しこの上付け加えることはないと言明し、交渉が完全に行詰つた状態を出現した。そこで松本は「今後の会談は殆んど形式的なものになると思われるし、一方マリクは駐英大使としてフルシチヨフ、ブルガーニン両首脳の訪英などで多忙な身になるので、日ソ交渉を続ける余裕のないことも明かであり、何かの名目で、待ちぼうけをくわされるのを避けるため、帰国が望ましい」と、重光外相に請訓したところ、「本国政府と打合せのための帰国とし、日本側から交渉を決裂せしめる態度を、あくまで避けるよう配慮ありたい」との回訓に接した。

三月二〇日の第一三回会談でマリクは「内政不干渉」条項に関しソ連は特に条約中に一項を設ける必要がないとの、これまでの主張を繰返した後、日本の強い要望を考慮し、ソ連とインド間、ソ連とユーゴ間の共同宣言に近いものにしたい、と三月一三日の日本案に代るものとして提示したので松本もこれを応諾した。最後にマリクはこれまでの会談の成果を簡単にまとめてみたが、「領土条項」と「海峡条項」を除けば次の九カ条になる。すなわち前文、戦争終結条項、国連憲章条項、ソ連の対日賠償と請求権放棄、日本の対ソ請求権放棄、戦前条約条項、紛争解決条項、漁業条項、末文がそれだとのべた。

これに対し松本からこの外に今日の会談で「内政不干渉」条項の挿入に意見の一一致をみたことを喜ぶと同時に、「領土問題」とそれに関連する「海峡問題」には意見が対立し、「引揚問題」もまとまらないのは遺憾であるとのべ、今までの交渉の経過を政府に報告するため一時帰国の命をうけているので、ソ連側もこの機会に「領土問題」に関し

日本の要望を再検討し、「引揚問題」がまとまらないためハバロフスク事件（収容所の日本人捕虜がストを行った事件）を引起しているので、即時送還を決行されたいと強調し、早期にロンドン交渉の再開を熱望するとのべた。

河野・ブルガーニン会談（一九五六年五月九日）

一 松本・マリク会談が中断された翌日（三月二一日）ソ連政府は北洋漁業の制限に関する「大臣會議の決定」なる布告を発表した。しかしこの「布告」は「公海」上に一定の制限区域を一方的に設定するもので、國際法上不法なため、松本は政府の訓令に基づき翌日マリクを往訪しこの國際法違反行為をやめるよう要請すると同時にソ連側の説明を求めた。マリクは「自分の知る限り本件はある種の日本漁業者の乱獲防止にある」とのべたので、松本は日本が乱獲と認めない事実を、ソ連が一方的に乱獲と認定し、一方的にその規制を強行することは必然的に紛争を引起すから、漁業の「開発と保存」とに関する日ソ間の協力につき話し合う用意があると申出た。マリクは「個人的」に日本の申出を本国政府に伝達すると答えた。松本は帰国するので漁業問題の交渉にソ連が同意すれば日本の業者をロンドンでもモスクワでも送ること、自分の留守中は日本の駐英大使と連絡されたいとのべ、マリクの合意をえた。

二 四月九日マリクから日本大使にソ連政府が漁業交渉に応ずるとの回答があつた。政府は鳩山首相の裁断で河野一郎農相を首席代表に決定したが、重光外相、石井総務会長らの日ソ交渉慎重派は、漁業問題とからんで「国交回復問題」に発展することをおそれ、河野の任命には反対であった。河野自身の著書によると「首席代表には高崎達之助を最適任として鳩山首相に進言したところ、首相から『魚はもちろん重要だが、国交回復という根本問題を解決せねばならない時期であるから、場合によっては自分自身（首相）モスクワ訪問をしてよいと考えているので、まず農相

が出かけて先方の考え方を打診してくれ』と頼まれた」と書き残されている。河野は四月二一日出発に先立ち記者会見で漁業交渉は五月一〇日までにまとめたい。フルシチヨフ、ブルガーニンらのソ連指導者と意見を交換したい。もちろん私の資格は漁業代表なので、国交回復にはこちらから積極的に交渉する資格はないが、先方からいろいろ言つてくれば、国交回復についても話は聞いておきたいし、この意味で日ソ復交交渉によい影響を期待している」とのべた。

三 モスクワ到着の河野代表は四月二九日イシコフ漁業相を首席代表とするソ連と第一回会談を開き、爾来六回の会談を重ね五月一三日妥結に至った。その間河野は五月五日の第三回会談でソ連が提出した漁業協定案は到底呑めないので一年限りの暫定取極をまとめんとしたが、これまたイシコフに拒否されたため、河野は直接ブルガーニン首相に訴えんと決意し、翌五月九日正午クレムリンで会見することに成功した。ソ連側からは首相、イシコフ、フエデレンコ外務次官の三人が出席したが、日本側は河野一人で通訳として同道した新関参事官を入口に残し单独で会見を遂げた（松岡外相がヒトラーとの会見に通訳のための法眼書記官を入口に残して単独で行った先例がある）。ために河野・ブルガーニン密約説が流布された。密約とは領土を犠牲にしても、河野が関係ある漁業がより大切ということであつた。しかしこの日通訳に当つたアドエルハエフは、後日松本の質問に対し、「極めて事務的かつはつきりした話であつた」と答えている。

この会見でブルガーニンから「貴国の鳩山首相が日ソ国交回復に熱意をもつてゐることは承知している。しかるにロンドン交渉の経過を見ると日本政府と国民は国交回復に熱意がないではないか。わが方としては歯舞、色丹を譲り、海峡航行問題も譲り、譲りうるものは全部譲つた。それにもかかわらず、国後、択捉まで返せというのは、日本

に交渉をまとめる気がないからだといいたい」と威圧的な一発を放った。河野が「抑留者」の問題に触れると、「西ドイツのアデナワー首相は、わずか数日のモスクワ滞在でソ連との国交回復を行った。このようにすれば戦犯問題も漁業問題も解決するではないか」と、殆んど命令的にアデナワー方式（交換公文）による国交回復を示唆した。

国交がないのに漁業の暫定協定など結んでどうするのかというブルガーニンの発言に対し、河野は「漁業など当面の問題を解決して、一つ一つ既成事実を積みあげていくことこそが必要である。これが国交回復の糸口になる」と答え、漁業問題の早急な解決を強く希望した。ブルガーニンもこれを了解し、「漁業問題はイシコフ漁業大臣と話合つてくれ」と答え、イシコフに対し協力するよう命じ、今年の出漁についても暫定的取極とすることを指示した。

河野・ブルガーニン会談後、第四回河野・イシコフ会談が行われ交渉は急速にまとまり、「七月末日までに日ソ国交回復交渉を再開することを条件」に五月一日漁業条約と海難救助協定の調印を行うことになった。五月一〇日の専門委員会で「漁獲量」の折衝が不調に陥るのみならず、翌五月一日の第五回会談で日本側から「制限水域」をソ連の布告よりも狭くし、「捕獲量」を八万トン弱とする最終案を提示したところ、ソ連側から「太平洋北西部全体」を制限水域に拡大すれば、漁獲量を増加してもよいとの考えが示された。五月一二日の第六回国会談は河野・イシコフの会談であって、一九五六年度の漁獲量を六万五千トン、制限水域はソ連政府の布告通りとする暫定取極が合意されたので、日ソ間の正式な漁業条約と海難救助協定とが同時に調印されることになった。

しかるにソ連側はこの「暫定取極」も正式漁業条約と同様に、日ソ国交回復後発効すると言い出した。河野は大いに驚きブルガーニンとの会談を楯にとつて抗議したがイシコフは譲らなかつた。河野は「日本側は調印と同時に発効すると了解していた。それでなければ暫定取極の意義をなさない。もしソ連がこれを認めないと、漁業条約にも調

印するわけにいかない。日本に帰る」と主張した。イシコフはブルガーニンと今一度相談するから五月一四日まで待つてほしいといった。結局ソ連が譲歩を回答してきたので、五月一五日河野・イシコフ間に暫定取極が調印され、調印後の共同コミュニケには「日ソ関係正常化の問題に關し意見を交換し、漁業条約と海難救助協定とを速かに実現するため、最も近い時期に遅くとも本年七月三一日までに、日本とソ連間の関係正常化に関する交渉を再開することが必要なことに同意した」との一節が付加されている。河野は帰途アメリカに立寄り、五月一五日午後ダレス国務長官を訪問し、日ソ国交早期妥結の決意である旨をのべ、五月二六日帰国した。

第一次モスクワ交渉（一九五六年七月一八月）

重光・シェビーロフ会談

一 河野農相の訪ソによつて日ソ国交回復の交渉が、一九五六年七月三一日までに再開を約束しているので、日本政府は交渉の場所と全権委員とを選択しなければならなかつた。前者にはモスクワ、後者には重光外相と松本俊一とが決定された。ソ連側はシェビーロフ外相、マリク大使、フェデレンコ外務次官であつた。

第一回正式会談（一九五六年七月三一日）ではシェビーロフ外相から（一）ロンドン交渉でソ連は歯舞、色丹を「一定の条件」の下に「譲渡」するとの譲歩を行い、その他の条項に關しても日本側の希望を容れていた、（二）故に今次の交渉では領土と海峡航行制限問題の「表現」を決定すればよい。（三）歯舞、色丹の譲渡はソ連のぎりぎりのところである。四ソ連のこの見解は「河野・ブルガーニン会談」で明かにされている通りだと声明した。これに対し重光外相から次の見解が披瀝された。

一　日ソ交渉は松本・マリク間に「領土を除く」殆んどすべての問題に関し意見の一一致をみている。未解決の「通商条項」に関してはソ連の意向を考慮して新条文を提出する。「国連加盟条項」は日本案に賛成を希望する。戦争終結条項に「外交、領事関係」の再開に関する規定を挿入したい。「漁業条項」は既に漁業条約が調印されているから削除するのが適当と考える。

二　ソ連はサンフランシスコ平和条約に調印を拒否したため、領土問題は日ソ間では「未決定」である。

三　日本はサンフランシスコ平和条約で南樺太と千島列島とを「連合国」に対して「放棄」しているから、日本固有の領土たる国後、択捉両島に対する日本の立場をソ連が認めるならば、サンフランシスコ条約上の規定を、「ソ連に対し確認」することに異議ない。

四　国後、択捉は日本固有の領土で、サンフランシスコ条約にいう「千島列島には含まれていない。」

五　ソ連は大西洋憲章（連合国共同宣言に吸収）に参加して「領土不拡大」を宣言しており、またポツダム宣言が取上げたカイロ宣言には日本が他から「奪取」した地域を返還せしめるとある。国後、択捉は日本古来の民族的領土であり、日露間の下田条約、千島権太交換条約において日本領土たることに疑いがなかった。

六　戦争中の領土占領が恒久化されることはあれば、それは国際通念に反する「力の政策」である。

七　ソ連側は先づ日本人の引揚問題を好意的に解決する態度を明かにされたい。

次いで重光外相は領土、通商、戦争状態終結に関する「新たな条文」を提出し更に河野・ブルガーニン会談で河野農相が「ソ連の立場を了承」したことではない、との報告を受けていると指摘した。

これに対しシェピーロフ外相から「領土問題」に関する日本の立場は、ロンドン交渉當時より進んでいないようになされるべたあと、近く約百人の服役中の日本人を送還すると言明した。なお重光の発言中にソ連が国後、択捉を返還すれば、「サンフランシスコ平和条約上の規定をソ連に確認」するに異存ないとのべたことは、日本がこれまで主張した「歯舞、色丹、国後、択捉は返還、その他の領土は国際会議で決定」との線から一步後退したことになるので、日本政府は八月三日「国際会議の取下げは誤解だ」との声明を行った。

二 第二回正式会談（八月三日）で重光から「抑留者」は少しでも早く、少しでも多く釈放してほしい。一一、一七七名の「行方不明者」についての調査の結果を知らせてほしいと申入れたところ、シェピーロフから刑期満了者は直ちに送還するが、その他は平和回復前の釈放はできないと答え、送還予定の一四名のリストを手交した。次いでシェピーロフは日本の領土要求に関し次のとくのことだ。

- 一 日本は「國際取極」で既に解決しているものを変更しようとしておるが、そんな非現実的な態度は絶対に受諾できない。
- 二 日本は一九〇四年侵略戦争（日露戦争）を始めたことによつて、一八五五年の条約（安政開国条約）と一八七五年の条約（千島権太交換条約）とを援用する権利を失つた。
- 三 領土はサンフランシスコ平和条約第二条により最終的に解決済である。米、英、ソ三国は「ヤルタ協定」で南権太と千島とをソ連に引渡すことに合意した。國後、択捉は千島列島と「不可分」である。
- 四 しかしソ連は平和政策に従いつつ日本の要望に応え、歯舞、色丹を「譲渡」することに決した。ソ連のこの考え方はブルガーニン首相から河野農相に詳しく話してある（しかし河野は承諾したとはいわなかつた）。最終的に「解決済」の領土問題をこれ以上論議することは無益である。

シェピーロフが新に日露戦争と対日平和条約とをあげて、解決済の理由としたことは、松本時代の四つの反対事由に二つ加えたことになる。重光はこに対し次のとおり反駁を展開した。

- 一 日露戦争が日本の侵略によつて始まつたとするのは、戦勝国の一方的断定（重光はレーニンが日露戦争はロシヤのソアードが仕掛けた植民地戦争だと定義していることを知らなかつた）であつて、そんな断定によつて一八〇〇年代の条約を無視してよいとの議論は通用しない。しかも当時ですら國後、択捉は日本固有の領土として、取引の対象とならなかつた。
- 二 ソ連がサンフランシスコ平和条約に調印を拒絶したため、領土問題は日ソ間では未解決である。ソ連はヤルタ協定を引用するが、同協定は日本の関知しないところである。

ここでシェピーロフから日ソ貿易問題に關し、国交正常化後には通商航海条約と通商支払協定締結の用意あるこ

と、貿易上の差別待遇撤廃を条件として、ソ連は日本に商船、漁船、鉄道車両など発注し、更に木材、石炭、マンガン、石油など輸出できること、日ソ貿易は近々五年間に往復一〇億ルーブルを下らないものになるとのべた。

三 第三回正式会談（八月六日）で重光から前回シェピーロフがのべた領土問題に関する見解に対し、一〇項目にわたる反論を行ったがシェピーロフはこれまでの態度を変更しなかった。翌日重光・シェピーロフ個別会談が行われ、重光から反覆日本の立場を説いたが効果なかった。そこで重光は八月一〇日クレムリンにブルガーニン首相、フルシチヨフ第一書記と会見し、「領土問題」を話合つたがソ連側はこれまでの立場を強く持して譲らなかつたが、重光から双方の立場を了解した上で「表現」を考えるよう提案したところ、ブルガーニンから「表現」については日本側に協力するが、それはシェピーロフと話合つてくれと答えた。

ブルガーニンから「表現問題」には協力するとの言質をえた重光は八月一一日シェピーロフとの個別会談で(1)サンフランシスコ平和条約の領土条項（南樺太と千島列島の放棄）をそのまま確認し、(2)歯舞、色丹に関してはソ連軍の撤退のみを規定し、(3)ソ連案にある国境線画定の規定はこれを削除し、(4)領土に関してはなんら規定を設けないとの妥協案を提出した。これが重光式「表現」であった。しかしシェピーロフは「ソ連の態度は確定しており、ソ連の提案以外に適当な案を見出すことはできない。歯舞、色丹の譲渡は最大の譲歩である。すべては日本側がソ連案を受入れるか否かにかかる」とのべ、八月一三日朝までに日本側からの回答を希望するの声明した。

四 シエピーロフから期限付の最後通牒的言明に接した重光は、急に百八十度の態度変更を行い、この上はソ連案をそのまま呑む以外にないと決意し、翌日ソ連案そのままの領土条項を含む平和条約に調印しようといだした。しかし重光のこの「態度急変」には松本を始め全権団一同不可解であった。河野一郎は「重光が政治家としての自分の地位保

全を考えすぎたため」と解釈し、松本俊一は「重光はもともと妥協の考えであったが、当初強硬に出る策をとったため豹変となつた」と解し、重光自身は堤康次郎死書簡で「すべては河野・ブルガーニン会談のせいだ」といつている。松本は夜を徹して重光の反省を求めたが、重光は「自分は東京を出発する際一切を任かされているのだから、この際東京に請訓する必要はない。自分の一存でソ連案を呑んで差支ない」と、容易に松本の意見を聞き入れなかつた。そこで、松本は重光にわれわれ一人は全権委員として少くとも「調印以前の状況を政府に報告する義務があるのでないか」と強く主張したところ、重光もしぶしぶ松本の意見を容れ、八月一二日外相代理高崎達之助に対し「交渉は既に議論を尽し、とするべき手段はすべてとつたわけで、今はわが方の態度を決すべく迫られている。この上遷延してもただ体面を害し、わが立場を不利にするのみで、歯舞、色丹すら危険になる虞がある。この辺で妥協するのが安全だと考え、本大臣の最終的意見はいまだ決定していないが、大体まとめる線でお進め願いたい。なお時間的余裕をうるため、ロンドンのスエズ運河会議に出席する建前としたいからしかるべき」との電報を発し、更に同日重ねて高崎外相代理に「領土問題に関するソ連の態度は不動のもので、もはやこれを変更することは不可能であつて、これ以上交渉の余地なく、決裂をさけようとすれば、先方の主張を容認する以外に方法がない現実に直面するに至つた」と電報し、つづいて「ロンドン会議以前に条約全部の仕上を完了することが適當だ」との電報を送つて政府の決意を促すと同時に八月一三日鳩山首相に「本日まで行われた条件で国交を正常化することは、わが政府としてもまた国民一般としても、忍ぶに堪えないところではあるが、事態を冷静に観察すれば、問題の実態はソ連との間にのみ取残されている降伏の跡仕末をつけることに外ならない。今や難きを忍んで断を下すべき時期であると信ずる」との電報を送つた。

五 東京では八月一〇日根本官房長官から「閣議」の一致した意見として重光に対し「ブルガーニン、フルシチヨ

フとの会談で交渉は本格的になった、と当方ではみているので、あまり早く譲歩することは、政府、与党の内部事情からみて極めてまづく、これまでの態度変更の際は、「請訓ありたい」と打電し、更に同日根本長官から重光に「貴全権とブルガーニンなどとの会談によつても、形勢の変化はない模様だが、岸幹事長と相談の結果、この際貴全権がロンドン会議に出席した方がよいとのお考えならば、当方においては全然異存ない」と電報した。しかるに翌八月一日の重光・シェピーロフ会談で、重光が領土問題に關し八月一三日中に回答すると約束したとのAP電報が伝えたので、根本長官から直ちに重光に対し「右の報道が事実とすれば、『党議変更』のための党内調整は、到底二日間できるものでないから、貴全権のロンドン会議出席により、できうる限り日時を延ばすことが絶対必要である。ともかく先方に対し態度を留保し大至急貴方の事情とともに意見を付し請訓ありない」と電報した。高崎外相代理からも「閣僚と党三役との協議の模様では、ソ連案はそのままでは到底受諾できないとの意見に一致したが、八月一三日午後の臨時閣議で正式に最終的態度を決定することになった」と重光に電報し、更に八月一三日鳩山首相から重光に「この際直ちにソ連案に同意することには、閣内挙つて強く反対し、また国内世論も頗る強硬だから、ソ連案に同意することは差扱え、直ちにロンドン会議に赴かれない」と電訓した。そこで重光はシェピーロフを訪問し、東京では問題の考慮になお時間を要する模様だが、日本側では交渉継続の建前である旨を伝えたところ、シェピーロフは歯舞、色丹がロシア側の「最終的譲歩」だと繰返したのみであった。八月一四日重光はスエズ運河国際会議の政府代表に任命されたので翌、一五日ロンドンに出発した。

重光・ダレス会談（一九五六年八月一九日）

一 ロンドン到着の重光（松本同伴）はエズ運河国際会議に政府代表として出席のため先着の吉野運輸相から東京の事情を詳しく聴取し、この際ソ連との交渉は一応あきらめる外ないとの結論に達した。ともかく八月一九日重光はアメリカ大使館にダレス国務長官を訪問し、日ソ交渉の経過を説明し、特に領土問題に対するソ連の態度に及んだところ、ダレスは「千島列島をソ連に帰属せしめるとは、サンフランシスコ平和条約は決定していない。従つて日本がソ連のかかる主張を受諾する場合、それは日本がサンフランシスコ条約以上のものをソ連に承認することになる。そんな場合にはサンフランシスコ条約第二六条（日本がこの条約で定めたものよりも大きな利益を、いずれかの国に与える平和処理または戦争請求権処理を行った場合、それと同一の利益が本条約の当事国にも及ばざればならない。）が作用して、アメリカ『沖縄の併合』を主張しうる地位に立つわけである。ソ連の主張は全く理不尽だと考える。特に『ヤルタ協定』を基礎とするソ連の主張は不可解であつて、同協定に関するトマソ前大統領からスターインに明確に言明した通り、同協定記載の事項は『それ自体なんらの決定を構成するものでなく』、領土に関する事項は『平和条約』を待つて初めて決定される。ヤルタ協定を決定とみなし、これを基礎として論議すべき筋合のものではない。必要とあれば、この点に関し更にアメリカ政府の見解を明示することとして差支えない』との極めて重大な声明が行われた。

重光は右の会見後、松本に対し頗る興奮して「ダレスは全くひどいことをいう。もし日本が国後、択捉をソ連に帰属せしめたら、沖縄をアメリカの領土とするといった」とダレスの主張を伝えた。実はアメリカ政府のこの見解は、かねて国務省から日本大使館に申入れてあつた。ともかく重光は八月二四日重ねてダレスに対し日本の立場を縷々説

明した。この日の会見には駐ソ大使ボーレンも同席し、領土問題に対するアメリカの強硬な態度は、ソ連に対する日本の立場を強化するためのものとの説明があった。この一回の会見は重光にとって大きな教訓になった。

しかし八月一九日「沖縄併合」のダレス談話が外部に洩れマスコミに報道されたため世論に大きな影響を与えた、国会でも社会党の議員から質問が行われたが、九月七日ダレス長官は日本大使に覚書を与えて領土問題に関するアメリカ政府の見解をのべ、「この際明かにしておきたいことは、アメリカの考え方はなんとかして、日本の助けになりたいと思つてることを了解してほしい」とあったので、漸くダレスの真意が日本を援助するにあつたことを理解するに至つた。アメリカの助勢を妨害と誤解したのは日本の外務大臣にとつて名誉でなく、恥辱といわざるをえない。

ロンドンで吉野は重光に対し、応援のため河野をモスクワに派遣して更に交渉を続けるか、帰国して今後の交渉方針を協議するかの二案を伝えた。その間東京では河野を中心に鳩山首相が訪ソして交渉をまとめるべきだとの意見が起り、八月二一日の「閣議」で鳩山訪ソ問題と重光帰國問題とが討議された結果、重光に「交渉を継続」する建前でシエピーロフの了解をとりつけた上の帰国なら政府に異存ないと訓令した。よって八月二二日重光はシェピーロフ（スエズ運河会議のためロンドン滞在中）と会見し「東京の希望もあり、スエズ会議後帰国して協議したい」と通告したところ、「交渉中断に異存ない」と答えたので九月三日帰国した。帰国後の重光は臨時閣議で約二時間にわたる長報告を行つたが、「南千島の返還は他日を期し、ソ連と早期妥結の必要を説いた」といわれる。特に河野からかれがブルガーニンと交渉した結果につき質問したのに対し、重光は「ブルガーニンは『河野と話合つたときにもよく言つておいたが、ソ連の気持はもう判つていそうなものだ』といった」と答えた。なお河野が「南千島棚上げ問題に関しては、まだ交渉の余地がある」と反駁したのに対し、重光は「ソ連はこれ以上態度を変更する気配はない」と匙を投げた答

弁を行つた。

第二次モスクワ交渉（一九五六年九月—十月）

鳩山首相の訪ソ決定

一 一九五六年九月三日帰国の松本全権は、当日直ちに鳩山私邸で河野農相、岸幹事長と会合し、松本から領土問題を直ちに解決せんとすれば、交渉妥結の望みないから、領土問題は棚上げして、(1)戦争状態の終了、(2)大使の交換、(3)抑留者の即時送還、(4)漁業条約の発効、(5)国連加盟などをとりまとめ、国交正常化を図るのが適當との意見をのべ、一同の賛成をえたので、その線でソ連側を打診することに決した。早速東京在留のソ連漁業代表部のチフビンスキード、河野農相、高崎経済企画庁長官が非公式に打診し、九月五日には松本全権が会見したところ、前述の五点で国交正常化に異議ないことを確めた。政府としては正式外交ルートでソ連政府の意向を確認するため、九月一日鳩山首相から直接ブルガーニン首相宛書簡をもつて、「領土問題に関する交渉は、後日継続して行うことを条件」として、前記五点につき予めソ連が同意する場合、国交正常化の交渉に入る用意あると申入れた。九月一三日早速ブルガーニン首相から受諾の回答があつたが、日本側が条件とした「領土問題の後日継続交渉」に関しては回答書から省かれていた。党の外交調査会長芦田均から『国際法的見地から単純な領土棚上げは、ソ連の領有承認を意味するから、ソ連政府の意向をよく確かめるべきだ』との主張があつたが、河野から「領土の継続審議には確信がある」との根拠のない漠然たる見解がのべられた。しかし芦田はなおも強硬に自説を主張し、それを明確にするため松本全権をモスクワに派遣することを提唱したので、松本は九月二〇日東京を出発し、同二四日モスクワの外務省を訪れ次官の一人フエデ

レンコと会見、領土問題継続審議に関する「交換公文」の草案を手交し、約二時間にわたってその趣旨を説明した。

同二八日フェデレンコから「日本側の提案の交換公文に異議ない」との返簡をうけた。この際両人の間で(1)鳩山首相の訪ソは一〇月一〇日前後を日途とする、(2)鳩山・ブルガーニン往復書簡における領土問題に関する継続交渉については、右の往復書簡を補足する意味において、松本全権とシェピーロフ外相（またはグロムイコ第一外務次官）との間に文書を交換し、双方の意思の合致を確認する、(3)鳩山首相訪ソの際は完全な国交正常化を目的として、領土問題を含む平和条約につき、先づ隔意なき意見の交換を行うこともありうることに合意した。翌二九日松本はグロムイコを訪問し、日本政府は「平和条約を締結せず」、日ソ関係の正常化につきソ連と交渉に入る用意がある。領土問題を含む平和条約の締結に関する交渉は両国間に正常外交関係の再開後も継続されるものと了解する書簡を手交した。これに對しグロムイコ次官から「ソ連政府の名において」松本書簡を受諾する返簡をうけた。この松本・グロムイコ書簡は日ソ交渉上における重要な文書の一であつて、松本の任務は完全に達成された。

松本から報告をうけた政府は自民党内の意見がまとまらないまま、一〇月二日の「閣議」で首相の訪ソを決定し、河野、松本を加え三人を全権に任命し、日ソ交渉において日本側から提出する三案を決定した。第一案は(1)歯舞、色丹の即時返還、(2)国後、択捉は沖縄の復帰後日本に引渡す、(3)中部および北部千島と南樺太との放棄であり、第二案は日ソ間に「基本条約」を結び八項目を規定し、その一項目に「領土問題を含む平和条約締結の予約」取付けがある、第三案は「条約」ではなく「交換公文」で第二案と同一内容の事項を解決するものであつた。

二 鳩山は出発に先立ち日ソ国交正常化の必要性に関する六つの理由をあげて国民の支持を求めた。第一は平和に対するあくなき追求、第二は日本の国際的地位の向上と自主独立の完成、第三はソ連との国交回復が対米関係になんら支

障を来さないこと、第四は国内の赤化運動の激化を恐れる人もいるが、共産主義国家と国交を行うことと、共産主義を受入れることとは全く別の事柄、第五は抑留中の日本人の速かな帰還実現、第六は日本固有の領土に対する主張は譲らないことをあげた。

一九五六年一〇月一二日鳩山首相の一一行三二名はストックホルムまで出迎えのソ連特別機三機に分乗してモスクワに到着、戦後初めて日の丸の国旗があがった空港で儀仗兵と「君が代」の演奏中を降り立った鳩山は、ブルガーニン首相に迎えられ、自動車で同乗宿舎まで送られた。

河野・イシコフ会談（一九五六年一〇月一三日と一五日）

一 一〇月一三日イシコフとの第一回会談で、河野は、これまでの交渉経過と河野自身の意見を率直に記載した、ブルガーニン宛書簡の伝達方を依頼し、今回の交渉は大体「一〇月一〇日」までに妥結したいと望んでいるが、日本国内で最も問題になつてゐるのは領土問題で、自分は去る五月九日ブルガーニン首相が言われた通り、国後、択捉は後廻しにし、歯舞、色丹は今直ちに返還するということで国内をまとめてきたのであるから、この点首相にも是非承認ありたいよう伝言を願うとのべたところ、イシコフはこれを了承した。

二 一〇月一五日イシコフとの第二回会談で河野は「ソ連側の提案は歯舞、色丹に言及していないが、それでは東京の意向を照合せねばならない。しかしわれらのいなない東京では「党議を変更」できないためモスクワでの調印は不能になる。党の決議には歯舞、色丹は「即時」日本に譲り、その他の領土は「後に相談」することになつてゐる。従つて領土問題については、(1)歯舞、色丹だけ即時日本に返還し、(2)国後、択捉は将来アメリカが沖縄、小笠原を日本

に返還するときソ連側も日本に引渡すよう考へてほしい、(3)尤も歙舞、色丹を除くその他の領土問題は、他日適当な時期に相談すると協定中に書けばよく、また沖縄その他が返還される時でも、よいこととしてほしいと要求した。」イシコフはこれに対し「今歙舞、色丹を持出されるならば、今後領土問題に触れない平和条約締結時には、領土問題は再び起らないと解釈してよいかと質し、更に前述の(3)に關し自分は貴全権の話は歙舞、色丹は日本に引渡すことを協定中に示し、その他については協定中に問題にしないことに帰すると思うが、どうかと質し、貴全権の話はブルガーニンとフルシチヨフに伝える」とのべた。河野の態度はより重要な「国後、択捉の返還」を後廻しとし、「歙舞、色丹」のみを急いだ、最拙劣な「党の決議」を、そのまま正直にソ連側に打明けての話合いで、「外交交渉」ではなく、「哀願」に外ならなかつた。信を相手の腹中におく大政治家のつもりかも知れないが、生憎、相手はロシア人で、しかも共産党員では、道徳の基準が根本的にちがつていた。

鳩山・ブルガーニン正式会議（一九五六年一〇月一五日）

一〇月一五日正式会談が開かれブルガーニン首相から「日ソ国交回復は両国間の経済、文化に協力の途を開き、極東の平和強化に役立つと考える。ソ連はこれまでの交渉で領土問題を含めて日本に譲歩した。しかし日本は平和条約に調印する用意をもたず、領土を含む平和条約交渉を外交関係のあとで続行するとの条件付で日ソ関係を正当化することを提案した。われらはこれに同意した」とのべ、次いで鳩山首相から「私は五案件について貴国の同意を求めたところ、閣下が同意を表明されたことを最も喜びとする。双方円満な交渉が行われ、双方満足のゆく解決に到達することを念願する」と答えた。

ここでブルガーニンは交渉の具体的な内容となる「共同宣言」と、通商に関する「議定書」のソ連案を示した。前者は一〇項目から成りこれまでの交渉でまとめた結果をならべたものであった。ブルガーニンは両国間の「専門委員会」を設け、双方の具体案の討議を提議し、日本側もこれに同意し、日本は松本全権、ソ連はグロムイコ次官を指名した。一〇月一六日の第一回専門委員会では日本側からソ連の共同宣言案に修正を提起し、ソ連案にない「行方不明者」の調査をも加えた。

河野・フルシチヨフ会談（一九五六年一〇月一六日—一九日）

一 一〇月一六日の第一回河野・フルシチヨフ会談では、河野から「自分らは領土棚上げの線でまとみたいと望んでいたところが、党内一部の反対のため、歯舞、色丹はこの際引渡をうけ、その外のことは後廻しにするとの党議を決定せねばならなかつた。就ては後から提案が変つたようで誠にすまないが、日本の国内事情を理解して、鳩山首相と自分との願いに協力ありたい」とのべた。これに対しフルシチヨフは「日本側は領土問題には触れないということであった。われらはそれに同意し、グロムイコの松本全権宛電簡中にもそれを明かにした。歯舞、色丹の引渡は領土問題であるから、平和条約に関連するものである。日本側が平和条約の締結を希望するのなら、これをその中に規定することにしよう」と答えた。この発言には国際法上重要な意義ある問題を含んでいるが、河野はそんなことに頓着なく單刀直入「アメリカが沖縄など返還する時には、国後、択捉も引渡してもらえるか」と質したのに対し、フルシチヨフは「返事を与えず」、河野からなおも繰返し質したのに対し、フルシチヨフはただ「われらの考えは、最終的で変更の余地ない」とのみ答えた。

翌一〇月一七日の第二回河野・フルシチヨフ会談で、河野は「領土条項に關し新提案」を行い、当初の日本修正案より一步後退し、歯舞、色丹の「即時返還」とあるを「即時」なる表現を取下げ、その他全般的に表現を緩和した。これに対しフルシチヨフは「私の言つていることは、平和条約ができ、正規の外交關係が回復されたら、歯舞、色丹を日本に引渡すということである。この二つの島は平和条約の締結された時に引渡すというのであるが、日本側の希望を容れ若干ちがつたことを入れてもよいと考えている。すなわち二つの島の引渡はアメリカが沖縄その他の諸島を引渡した時に行うと、共同宣言に書込むことだ。昨日、私は歯舞、色丹の引渡を平和条約および沖縄と関連せしめようとしたが、平和条約ができれば、沖縄などと關係なしに引渡すことに、紳士協定を結んでもよい」とのべた。これに対し河野は「話はよくわかつたが、わが方の案を見てほしい」といつて、次の日本案を手交し、「返還の時期については共国宣言に書き加えてもよい」とのべた。

ソ連邦は日本の要望に応え、かつ日本の利益を考慮して、歯舞群島と色丹島を日本に引渡すものとする。日本国とソ連邦とは両国間に正常な外交關係が回復された後も、領土問題の処理を含む平和条約の締結に関する交渉を継続することとし、両国間に戦争状態が存在した結果として生じた諸問題について、全面的な処理を図るものとする。

これに対し、フルシチヨフは「日本案の表現はよくない」と言つて、先にかれがのべた「紳士協定」の件を繰返した。フルシチヨフは歯舞、色丹の返還に平和条約以外に紳士協定を要求している。

二 この日午後開かれた鳩山・ブルガーニン会談には河野とミコヤン副首相とが列席した。先づ鳩山から新しい党議のため領土問題につき発言する必要が生じたとのべ、次に国連加盟問題、抑留者問題、原子力問題、大使館設営問題などにつき、用意した文書を読み上げ、わが方の希望を申入れた。これに対し、ブルガーニンは鳩山、河野両大臣

が両国関係打開のための努力を高く評価していること、両国の利益のため平和関係をつくり出すのを喜ぶと前提し、「領土問題に關し昨日と今日の河野全権との会談でフルシチヨフから河野全権に話した提案が、わが方の最終的立場を示していく」とのべた。

三 翌一〇月一八日午後河野・フルシチヨフの第三回会談が行われ、河野から昨日フェデレンコ次官から受取ったソ連案に代わるものとして、次の日本案の採用をフルシチヨフに要求した。しかしこの新案の致命的欠陥は、ソ連が簡単に平和条約の締結に応ずると錯覚したことにある。

日本国とソ連邦は両国間に正常外交關係が回復後、「領土問題を含む」平和条約の締結交渉を継続することに合意する。なおソ連邦は日本の要望に応え、かつ日本國の利益を考慮して、歯舞群島と色丹島を日本國に引渡すことに同意する。但しこれら諸島の日本に対する事実上の引渡は、日本国とソ連邦間に平和条約が締結された後に行われるものとする。

これに対しフルシチヨフはこの案なら受諾できる。ただわれらは前段の最後の数語、すなわち「領土問題を含む」を削除するだけで、あとはそのままで結構であると、こともなげに答えた。これに対し河野は「領土問題を含む」という字句は極めて重要であつて、これが削除は出先限りではできないとのべたところ、フルシチヨフは「それでは歯舞、色丹を日本に引渡すことによつて、領土問題は一切解決済と書いてもよろしい」と答えた。しかし河野は「それではなお困るとして、ソ連側に日本案への同意を求めたが」、フルシチヨフは「ソ連が先にお渡したソ連側の領土条項中のカッコ内の「アメリカ云々」の文句と「紳士協定案」とで、八行も譲歩しているのに、あなたは平行さえ譲歩しようとしないのか、とにかく鳩山さんにお話してもらいたい。受諾していただけると思う」と答えた。全く子供だましのロジックにならないロジックであつて、恰も猫が鼠を食い殺すまさに、鼠をじやらす場面に似ている。折角、

終りかけた交渉がまたもや頓挫し、いよいよ断崖に臨んだ河野は松本を呼び出し両人で長時間協議した結果、遂に、(1)沖縄、小笠原問題に触ることは、いかにしてもまずいからこれをさけること、(2)歯舞、色丹は平和条約締結時に返還させることを共同宣言に書込むこと、(3)九月二十九日松本・グロムイコ間に交換した「領土問題の継続審議」に関する文書を「公表」すること、(4)共同宣言から「領土問題を含む」の字句をドロップすることを決定し、鳩山の同意をえて、東京に電報した上、調印に踏み切ったのである。全面的にソ連の路線に引込まれて歩まされた河野にとっては、あっけない投身自殺であった。鳩山はその間の事情に関し「全権団の協議の結果、たとえ『領土を含む』という字句を削つても、『平和条約締結のため引き交渉を継続する』といえば、そのため残る問題は事実上国後と択捉の領土問題以外にないのだから、当然領土問題は含まれることになる。従つてこの際はやむをえずこの案を承知することとし、先づ抑留者を返して貰い、国連加盟に全力をあげることに一決したわけである。かかる次第で成立した共同宣言は決して満足すべきものではないが、われらはこの共同宣言の下で国後、択捉が日本の領土たることを十分主張できると確信する」とのべているが、問題はソ連が簡単に「平和条約」を結んでくれるかであつて、鳩山が軽信するようなものでなく、現にフルシチヨフは河野から「アメリカが沖縄などを返すとき、国後、択捉も引渡してもらえるか」との質問に対し、「われらの考えは最終的で変更の余地はない」ときっぱり声明し、それに対し河野は一言のプロテストも行わず、そのまま引下つてゐる。鳩山の理解は自慰的な幻想にすぎない。ルビコンは既に越えた。日ソ交渉での日本側における致命的失錯は、平和条約の締結に「期間」をつけなかつたことであつて、ソ連が同意しない限り、「永遠」に平和条約は成立しない。殷鑑遠からず、ソ連は中国との間に一九二四年類似の約束しているが、半世紀以上を経過した今日なお平然としている。結局一九五六年一〇月一九日調印の「日ソ共同宣言」はサンフランシスコ

の対日平和条約と同様に、戦勝国の方的なディクテイトによつて成立したものに外ならなかつた。

日ソ共同宣言に対する批判

一　日ソ共同宣言は「領土問題を含む」との重要な七字を削除しながら、グロムイコ外務次官が「ソ連邦政府の委任により、日ソ両国間の正常関係が再開された後、『領土問題を含む』平和条約の締結に関する交渉継続に同意する」との松本全権宛交換公文を「公表」しうることに満足して調印し、一九五六年一二月一二日午後三時半、日本外務省で批准書の交換を終えて発効し、翌年二月両国政府は大使の交換を行つた。

二　しかし日ソ共同宣言の成立過程に対しては幾多の疑問が簇出する。第一の疑問は、最初にソ連との交渉に当つた松本全権に対しマリク全権が提出した（一九五五年六月一四日）ソ連政府の「平和条約案」第五条によると「日本は権太南部とその付属島嶼並に千島列島に対するソ連の完全な主権を『承認』し、かつ右領域に対する一切の権利、権原および請求権を『放棄』する」とあつて、「平和条約」によつて日本が「承認」しない限り、右の領土に対する主権はソ連に移譲されえないことをソ連政府自ら認めていくこと、また平和条約によつて日本が右の領土に対する一切の権利などを「放棄」しない限り、ソ連に移譲されないことを、ソ連政府自身が認めていることであり、松本もマリクとの会談において、戦争に基く領土の移転は平和条約によるのが国際法の大原則なることを立派に主張しているにかかわらず、何故ソ連政府自身が提出した折角の好材料を利用して、日本との領土問題はヤルタ協定とポツダム宣言とによつて既に解決済と主張する、ソ連の矛盾撞着する立場をたたきつぶさなかつたかである。

第二の疑問はブルガーニン首相宛鳩山首相の書簡によると「この際領土問題に関する交渉は後日に繼續して行うこ

とを条件」とするとあって、ブルガーニンの合意をえているにかかわらず、なぜ「領土問題」たる歯舞、色丹の返還のみを求める矛盾を冒したのであるか。なぜまた日本はより重大な「領土問題」たる国後、択捉の返還要求は廻廻にして、「いの領土のみを「後日の継続交渉」の対象に残したかでなければならない。地理学的または地質学的には、国後、択捉は千島列島の一部を構成するでもあろう。しかし条約上または国際公法上の立場から、領土問題として取扱う場合、国後、択捉を歯舞、色丹と分離する理由は全然発見できないのである。これを分離して恰も国後、択捉は回収の見込ない領土かの」とき印象的な信念を、ソ連に与えた「党の決議」こそが禍の元凶であつて、しかもその「党決議」の内幕を包みかくさず、河野が大胆卒直に、全部をソ連側にうち明けたことも、交渉を袁願化した、悲劇的結果になつたのである。

第三の最も重大な疑問ではなく致命的大失態は平和条約の締結に「期限」が定められていないため、ソ連がその気にならなければ、百年たつても、「日ソ平和条約」の締結は期待できないことである。素人の河野ばかり責めるわけにはいかない。外務省から優秀な専門家が同伴していたはずである。従つて歯舞、色丹の返還も同一運命にある。殊に共同宣言には歯舞、色丹の「現実な引渡」は平和条約締結後とあるが、平和条約の締結そのものが、ソ連の恣意に一任されているのみならず、仮りに締結されても、「直後」とないのや、これまで百年河清を待つ怨みを残している」とも、河野のミスに数えるのは氣の毒である。

参考資料

- 一 吉沢清次郎監修、「日本外交史」(第一九)、鹿島平和研究所編
- 二 松本俊一著、「モスクワにかかる虹」、朝日新聞社
- 三 Hellmann, D. C., Japanese Domestic Politics and Foreign Policy, University of California Press, 1969